行政改革推進プラン取組項目　進行管理台帳

大 項 目	（3） 簡素で効率的・効果的な行財政運営	4			再掲	
中 項 目	ア 事務事業の整理合理化	94				
項 目 名	附属機関運営の適正化	達成度	○	所 管 課	総務局 人事課 全庁	
取組内容	要綱等を根拠に設置されている協議会、委員会等について、必要性や効率性を考慮し、廃止・統合や条例を根拠とする附属機関に改めます。また、附属機関の委員構成の最適化や運営の簡素効率化を進めます。					
目 標		現 状		目 標		

工程表	項目	H22	H23	H24	H25	H26
	附属機関に類するものの適正化	実施				
	附属機関委員選任基準の見直し	実施				

具体的取組み結果			
平成22年度	要綱等により設置された附属機関に類するものの適正化を実施し、附属機関として存続するものは、平成22年4月1日から全て条例により設置することとしました。 また、適切な人材を確保するため、団体代表者や有識者については、連続選任期間制限と兼職制限の対象外とするなど、委員選任基準を見直すとともに、運営・事務の簡素化を図るため、附属機関の設置及び委員選任に伴う事前協議等を廃止しました。	数値目標 進捗状況	－
平成23年度	－	数値目標 進捗状況	－
平成24年度	－	数値目標 進捗状況	－
平成25年度	－	数値目標 進捗状況	－
平成26年度	－	数値目標 進捗状況	－